

## 宮城県防災会議 会議録

平成29年2月

- 1 会議名 宮城県防災会議
- 2 開催日時 平成29年2月7日(火) 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 宮城県庁 行政庁舎2階 講堂  
仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開 会 (宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)
  - (2) 挨拶 (会長:宮城県知事 村井 嘉浩)
  - (3) 審議事項
    - ① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について  
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章
    - ② 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について  
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章○出席委員からの意見等はなく、各審議事項は防災会議において原案のとおり了承されました。
  - (4) その他(報告のみ)
    - ① 宮城県広域防災拠点・圏域防災拠点の整備について  
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章
    - ② 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について  
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章
    - ⑤ 災害等の発生状況について(平成28年分)  
説明者 宮城県危機対策課 課長 千葉 章
  - (5) 閉 会 (宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)

1 開会【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭）

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

ただいまから「宮城県防災会議」を開催させていただきます。

なお、本会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開となっております。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶（宮城県知事 村井 嘉浩）

村井でございます。宮城県防災会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、宮城県防災会議の委員の皆様には、お忙しい中をご参集いただき、誠にありがとうございます。また、本県の防災対策の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災からまもなく6年を迎えようとしております。県といたしましては、「創造的復興」に向けた取組を着実に進めているところであります。

一方、こうした復興の取組と併せて、引き続き、防災対策をしっかりと推進していく必要があります。

昨年8月に東北地方を横断した台風第10号や、11月の福島県沖地震及び津波では、本県等において甚大な被害が発生いたしました。また、熊本地震、鳥取県中部地震では多数の人命が奪われるとともに、地域生活や産業基盤に甚大な被害が生じております。

自然災害の発生を防ぐことはできませんが、人命を守り、被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考えを基本に、広域防災拠点及び圏域防災拠点の整備や地域防災力の強化等に取り組んでおり、さらに防災関係機関をはじめ、地域の住民や事業者の方々などと連携して、防災対策を進めていかなければならないと考えております。

このような本県の防災対策の根幹をなすものが、地震対策編など4編からなる「宮城県地域防災計画」であります。この計画につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正もあり、これまで適宜見直しを行ったところであります。

今年度に入りましてからも、各防災関係機関のご協力をいただきながら、国の防災基本計画の修正などを反映させる形で、修正作業を進め、本日、修正案をお諮りする運びとなったところでございます。本日は、この地域防災計画の修正案のほか、防災に関連する各種の報告もございますので、委員の皆様から、忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

結びに、県民一人ひとりの生命、身体、財産を守るという県政の最重要課題に、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願ひ申し上げます。

—以下議事—

3 議題

【司会】(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)

それでは、議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

まず、本日の会議次第、次に、出席者の名簿と席次表でございます。

以降、議案等の資料となりますが、

資料1：宮城県地域防災計画の修正について

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

資料2：宮城県地域防災計画 新旧対照表(案)

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

資料3：宮城県地域防災計画〔資料編〕(修正予定資料抜粋版)

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

資料4：宮城県広域防災拠点・圏域防災拠点の整備について

資料5：東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について

資料6：東日本大震災検証記録誌 46の教訓を踏まえた防災対策一覧表

資料7：平成28年の災害等の発生状況について

以上でございます。

資料の不足等ございましたら、お申し付けいただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

(なし)

それでは、これより議事に入ります。議事の進行につきましては、村井知事に議長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、村井知事、よろしく願いいたします。

【議長】(宮城県知事 村井 嘉浩)

それでは、暫時進行役を務めます。

まず、「3 議題」(1)の「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について」、事務局から説明してください。

【説明】(宮城県危機対策課 課長 千葉 章)

危機対策課長の千葉でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議題(1)、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について、ご説明申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。

それではまず、1ページをお開き願います。

「1 修正の経緯」につきまして、概要図でまとめてございます。

平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法の大幅改正、及び防災基本計画の修正を行っております。本県においても、皆様ご承知のとおり、東日本大震災の教訓及び国の動きを踏まえて宮城県地域防災計画の大幅な修正を実施してきたところです。

今年度の動きとしましては、概要図の右側の赤枠部分となりますが、平成27年12月、活動火山対策特別

措置法の一部改正が施行されたほか、平成28年2月及び5月には国の防災基本計画の修正が行われ、これらの国の動きや本県の防災施策の動向等も踏まえて、県地域防災計画の修正を行うものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

県地域防災計画修正の流れでございますが、昨年度と同様に、県の組織を含む防災関係機関に対しまして、事務局から修正事項の有無を照会し、その回答を受けて修正作業を進め、修正案の作成、内容の確認等の過程を経まして、本年1月19日に開催しました防災会議幹事会議において、計画の修正原案の審議、承認いただいております。

その上で、本日「宮城県防災会議」を開催し、修正案の承認をいただく予定としてございます。

それでは3ページをお開きください。「2 主な修正点について」ご説明申し上げます。

地域防災計画の修正箇所につきましては、お手元の「資料2 新旧対照表」のとおりでございますが、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、ただ今ご覧いただいております資料1によりまして、今回の主な修正点を説明させていただきます。なお、修正した箇所については、どの部分かわかるように、例えば、説明書きの右下の括弧に地震編の第2章第8節などと記載してございます。

主な修正点につきまして、まず各編共通の修正からご説明いたします。「(1) 防災基本計画の修正の反映」でございますが、「①関係法令の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化」として、水防法等の一部改正により、下水道管理者の役割として、民間事業者等との協定締結などにより発災後の下水道施設の維持または修繕に努めること等が明記されましたことから、必要な箇所を修正してございます。

また、廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正により、仮置場の確保や災害廃棄物の処理体制等、災害廃棄物処理計画の中で具体的に示すことが明記されましたことから、必要な箇所を修正してございます。

次に、「②最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等」として、地方公共団体における業務継続計画の策定にあたって、重要な6要素、首長不在時の代行順位等、が明記されましたことから、必要箇所を修正してございます。

4ページをお開きください。

次に、「(2) その他」でございますが、避難所における愛護動物の対策について、同行避難者の受入体制の整備、平常時からの適切な飼育管理等について普及啓発を行うことを明記いたしました。

また、新たに指定地方公共機関に指定された機関について、防災機関の業務大綱に新たに明記したほか、平成28年7月より民営化されました仙台空港について、東京航空局仙台空港事務所と、民営化により仙台空港の施設管理者となりました仙台国際空港株式会社の、災害時等における役割を整理いたしました。

続きまして、各編ごとの修正についてご説明いたします。まず、津波災害対策編でございますが、防災基本計画において、市町村地域防災計画で名称等を定められた地下街等の管理者による避難確保計画の作成・公表等が明記されたため、必要な箇所を修正してございます。

5ページをお開き願います。

次に、風水害等災害対策編でございますが、火山災害警戒地域の指定があった際の火山防災協議会の設置、地域防災計画において定めるべき事項等が防災基本計画に明記されましたことから、必要な箇所を修正いたしました。

また、火山防災協議会の規約に基づき、協議会の協議事項を修正するとともに、市町村の作成する避難計画、集客施設の作成する避難確保計画に定めるべき事項について明記いたしました。

この他、火山災害の要因について、噴石や火砕流等、予想される現象と警戒すべき被害について新たに定義いたしました。

最後に、この資料には記載してございませんが、避難準備情報等の名称変更につきまして、説明をさせていただきます。

政府では、昨年8月に岩手県岩泉町で発生しました台風第10号がもたらしました水害を教訓として、避難に関する情報提供の改善策等に関する検討会を設置いたしまして、12月に報告書が公表されました。

本検討会での報告も踏まえ、避難準備情報は高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にする等の理由から、「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」の名称を「避難指示（緊急）」に変更する旨、内閣府・消防庁から各都道府県に通知が行われ、これらの避難情報の名称を規定しております。内閣府作成の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が、先月31日に改定されたところでございます。これを踏まえまして、今回の地域防災計画の修正におきましても、この名称変更を反映させていただきます。

以上、今回の地域防災計画の主な修正点について、簡単にご説明を申し上げます。

これらの他にも、防災に関連する計画や指針を踏まえた修正が多数ございます。それらの事項につきましても、関係機関の皆様のご意見を踏まえ、また県庁内各部局とも調整を図って精査を行い、さらには各市町村に意見を求めた上で、本日の説明資料としてお示ししております。

議題(1)に関する説明は以上ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【議長】**（宮城県知事 村井 嘉浩）

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

（意見なし）

よろしいですか。それでは、ご異議がないようでございますので、「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について」は、了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

続きまして、議題(2)「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」、事務局から説明願います。

**【説明】**（宮城県危機対策課 課長 千葉 章）

続きまして、宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正についてご説明申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。

宮城県地域防災計画は、先ほど説明いたしました地震・津波・風水害などの本編と、その本編の内容を補足する資料編により構成されております。資料編につきまして、各防災関係機関及び県庁内各部局に対しまして照会しまして、追加・時点修正などの意見をいただいたものについて、資料3の一覧に記載のとおり更新するものでございます。一覧表中、網掛けした項目が更新する資料でございます。特に表の左側に「新規」と記載

されている資料は新たに追加する資料です。一覧表の後ろに、今回更新する資料を添付しておりますので、ご参照願います。資料の一番最後でございます。

なお、修正後の資料編の全部、並びに計画本編の全部について、昨年度と同様に、防災会議の終了後、各委員及び幹事の皆様の所属する機関あてに、電子データの形でお送りすることとしてございます。

ここで一点お願いがございます。こちらの資料編につきましては、緊急時の連絡先として民間団体や個人の携帯電話番号など取扱注意の情報も含まれておりますことから、県のホームページ等では公開してございません。皆様におかれましても、これまでと同様に、内部資料として取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

議題(2)に関する説明につきましては以上でございます。

【議長】(宮城県知事 村井 嘉浩)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。挙手をお願いいたします。

(意見なし)

ありがとうございます。それでは、ご異議がないようでございますので、「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」は、了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

以上で予定されておりました議事を終えましたので、ここで、進行を事務局にお返しいたします。皆さんご協力ありがとうございました。

【司会】(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)

続きまして、「4 その他」についてですが、事務局から3点ほどご報告がありますので、説明申し上げます。

【説明】(宮城県危機対策課 課長 千葉 章)

それでは、「4 その他」の事項として、まず最初に、「(1) 宮城県広域防災拠点・圏域防災拠点の整備について」、ご説明いたします。お手元の資料4をご覧ください。

当事業につきましては、昨年度の防災会議におきまして、「宮城県広域防災拠点基本設計(案)」のご報告と、整備スケジュール等についてご説明いたしましたが、改めて、事業の進捗状況等につきましてご説明させていただきます。

繰り返しにはなりますが、整備の背景・目的としましては、東日本大震災時に、部隊や物資を受け入れる拠点が県内に十分確保できなかった教訓を踏まえまして、県では支援部隊の集結や物資の集配等の活動拠点として、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点を、さらに、県内7つの圏域に圏域防災拠点を整備することとしたものでございます。

広域防災拠点は、支援部隊の集結や物資の集配送等の活動拠点として全県をカバーする高次の防災拠点であり、また、圏域防災拠点は、市町村の防災拠点が被災等で利用できない場合等に活用する拠点で、平成27年1月に、表のとおり7圏域8箇所、選定しました。

広域防災拠点及び圏域防災拠点の運営主体と機能についてですが、広域防災拠点は県災害対策本部が、圏域防災拠点は県災害対策本部地方支部・地域部が運営主体となります。機能といたしましては、広域防災拠点、圏域防災拠点共に、支援部隊の一時集結、宿営機能、支援物資の集積、配送機能、ヘリコプターの臨時離着陸機能を有します。特に、宮城野原地区に整備する広域防災拠点は、隣接する基幹災害拠点病院の国立病院機構仙台医療センターと連携した災害医療活動拠点の機能を有します。

資料の裏面をご覧ください。

これまでの経過につきまして、平成27年度に、宮城県総合運動公園を暫定の広域防災拠点とする開設運営マニュアル案及び石巻圏域防災拠点の開設運営マニュアル案を作成いたしました。平成28年10月には、議会の議決を得まして、仙台市宮城野原地区のJR貨物ターミナル駅の広域防災拠点用地を取得いたしました。

今後の予定といたしましては、現在、仙南、大崎、栗原、登米、気仙沼圏域の圏域防災拠点の各開設運営マニュアルの作成をそれぞれのワーキンググループにより進めておりまして、市町村等との最終協議を経て、この3月にマニュアルを完成する予定でございます。また、3月までに圏域防災拠点で使用いたします可搬型衛星通信装置等の通信機器を配備し、平成29年4月から、暫定の広域防災拠点及び圏域防災拠点の一部運用を開始いたしまして、今後防災訓練等で検証・改善を行い、平成32年度には、宮城野原地区の広域防災拠点の一部供用開始する予定でございます。

次ページは、A3版の資料ですが、12月4日の河北新報に宮城県政紹介シリーズとして掲載した県の防災力の充実・強化に関する広報記事でございまして、広域防災拠点・圏域防災拠点の整備に加えまして、「自助」「共助」に関する取り組みも紹介しております。資料左側の図のように、県では、広域防災拠点・圏域防災拠点の整備等の公助と共に、自助・共助が相互に連携・補完できるよう県全体の防災体制の充実・強化を進めてまいります。

次に、「(2) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について」、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

県では、宮城県における東日本大震災での災害対応や得られた教訓を取りまとめました「東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－」を平成27年3月に発行いたしました。この検証記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめてございます。これら震災で得られました教訓は、後世に伝えていくとともに今後の防災対策に着実にいかしていく必要がございます。そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめておりまして、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助としていただくとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ってまいります。

教訓を踏まえた防災対策の状況については、検証記録誌で取りまとめた13分野46の教訓に対し、県、市町村、消防本部等の関係機関が、震災を契機に平成23年度以降に実施しました新規事業、拡充事業等を対象に把握を行っておりまして、今回配布しました資料5は、昨年度取りまとめた以降に追加で実施した主な防災対策等を13の分野ごとに取りまとめて記載してございます。

なお、資料6「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策一覧表」につきましては、平成23年度以降に実施しました具体的な防災対策や実施年度を46の教訓ごとに取りまとめたものでございます。時間の都合上、資料の詳細な説明につきましては省略させていただきますが、後ほどご覧いただければと思います。

次に、「(3) 災害等の発生状況について」、ご説明いたします。資料7をご覧ください。

防災会議規程では、災害に関する情報について、次の防災会議に報告することとされておりますことから、前回の防災会議以降に発生しました災害について報告するものでございます。

前回の平成28年2月の防災会議以降に被害が発生しました災害は記載のとおりでございますが、合計11件、内訳につきましては、地震2件、風水害9件となっております。なお、被害の発生しなかった自然現象につきましては、計上してございません。

以上、「その他」の報告を終わります。

【司会】(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。特にご意見、ご質問ございませんでしたら、その他につきまして、皆様からなにかございますでしょうか。特にごございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「宮城県防災会議」の一切を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上